様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	おだわら看護専門学校
設置者名	一般社団法人　小田原医師会

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	2,625 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校内掲示

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－②【⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	おだわら看護専門学校
設置者名	一般社団法人　小田原医師会

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	看護学校運営委員会
役割	(1) 学校の規定に関すること (2) 学校の予算に関すること (3) 学校の人事に関すること (4) その他、学校運営に関すること (5) 入学試験委員会に関すること 以上の項目について会議を開催し、検討協議を経て、出された意見や決定事項を学校運営に反映させている。

２．外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
クリニック院長	2023 年 6 月 26 日～2025 年 6 月 25 日	
病院事業管理者	2023 年 6 月 26 日～2025 年 6 月 25 日	実習病院
病院理事長	2023 年 6 月 26 日～2025 年 6 月 25 日	実習病院
病　院　長	2023 年 6 月 26 日～2025 年 6 月 25 日	実習病院
病　院　長	2023 年 6 月 26 日～2025 年 6 月 25 日	実習病院
（備考）		

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	おだわら看護専門学校
設置者名	一般社団法人　小田原医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

・授業計画書（シラバス）の作成過程
「2025 年度シラバス」は、講義を行う教員及び講師により調整を行い、授業内容と授業計画を定め作成している。

・授業計画書（シラバス）の作成・公表の時期
例年、3 月末までに作成し、4 月の入学式（新学期開始）時に学生配布している。学生配布の後に公表を行う。

授業計画書の公表方法	「2025 年度シラバス」　学校内掲示

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
・単位認定又は履修認定の厳格かつ適正な実施状況
（評価の方法）
1. 授業科目の学修評価は、原則としてその授業科目の終了時又は学年末に行う。但し、担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。
2. 試験の形式は、筆記試験・口述試験・レポート提出、その他担当教員が適切と認める方法により行う。試験の評価は、60 点以上を合格とする。
3. 成績評価・単位認定は、履修科目の試験の成績及び当該授業科目に対する出席状況及び日常の取り組みと成果を総合的に評価し、認定会議の議を経て単位認定する。
4. 各授業科目の学修成績並びに、その評価は次の基準とする

判　定	評　価	評　価　基　準
合　格	AA	100 点　～　90 点
〃	A	90 点未満　～　80 点
〃	B	80 点未満　～　70 点
〃	C	70 点未満　～　60 点
不合格	D	60 点未満

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

本校では、学生本人が成績・履修状況を把握して、意欲的に学修を進めることで、学修を向上させることを目的として活用している。また、教員は学修の助言や指導を行う指標に活用している。
看護師国家試験の合格ラインを踏まえ、B 以上の成績を修めることを期待している。

GPA 等の客観的な指標の具体内容

・GPA の算出方法

判　定	標　語	標語の意味	GP	評価基準
合　格	AA	秀	4	100 点 ～ 90 点
〃	A	優	3	90 点未満～80 点
〃	B	良	2	80 点未満～70 点
〃	C	可	1	70 点未満～60 点
不合格	D	不可	0	60 点未満

$$GPA=\frac{(\text{当該学期の履修科目の GP}\times\text{当該科目の単位数})\text{の総和}}{\text{当該学期の履修科目の総単位数}}$$

・学修状況の把握の目安

GPA の値	学 修・生 活 面 の 状 態
4.0～3.0	AA～A を平均的に修得しており、非常に優秀。
2.9～2.0	A～B 評価を平均的に修得。問題はないが、学期ごとに下がっている場合には注意が必要。
1.9～1.7	B～C 評価を平均的に修得。ぎりぎりで合格しているレベル。本人の学修姿勢により、急激に不合格が増える可能性もあり注意が必要。
1.6～	達成度の低い科目が多いことを示す。学修面、生活面で問題を抱えている場合が多い。学修状況や生活面での見直しが必要。一層の努力を要す。
1.4～	不合格の割合が多い。学修や生活面の早期な見直しと実施が必要。

客観的な指標の算出方法の公表方法	学校内掲示

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

・卒業の認定に関する方針の具体的内容

卒業の認定は、卒業に必要な単位の認定を受けて認定会議の議を経た者に、校長が卒業を認定する。その際、出席日数が出席すべき日数の 3 分の 2 に満たない者については、卒業することができない。

・卒業の認定に関する方針の適切な実施状況

認定会議は、学則「第 3 章 教育課程及び単位数」第 9 条に基づいて授業科目の評価及び単位修得の認定を行うとともに、学則「第 5 章 卒業の認定等」第 24 条に基づいて卒業の認定に関する事項の審議を行っている。

卒業の認定に関する方針の公表方法	学校内掲示

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	おだわら看護専門学校
設置者名	一般社団法人　小田原医師会

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.odawara.kanagawa.med.or.jp/pdf/balance_sheet.pdf
収支計算書又は損益計算書	学校内掲示
財産目録	―
事業報告書	学校内掲示
監事による監査報告（書）	学校内掲示

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
		医療専門課程	看護学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
３年	昼	3,000 単位時間／単位	1,965 単位時間／単位	単位時間／単位	1,035 単位時間／単位	単位時間／単位	単位時間／単位
			3,000 単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240 人	192 人	人	16 人	4 人	20 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）「2025 年度シラバス」の講義を行う教員及び講師と調整を行い、授業の内容と授業計画を定めて作成し、それに基づいて授業を行っている。
成績評価の基準・方法
（概要） ≪授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要≫ ・単位授与又は履修認定の厳格かつ適正な実施状況 (評価の方法) 1 授業科目の学修の評価は、原則としてその授業科目の終了時又は学年末に行う。但し、担当教員が必要と認めたときは、随時行うことが出来る。 2 試験形式は、筆記試験・口述試験・技術試験・レポート提出、その他教員が適切と認めた方法により行う。試験の評価は 60 点以上をもって合格とする。 3 成績評価・単位認定は、履修した授業科目の試験の成績、当該授業科目に対する出席状況及び日常の取組・成果を総合的に評価し、認定会議の議を経て単位認定する。 4 各授業科目の学修成績並びにその評価は、次の基準とする。

判　　定	評　　語	評　価　基　準
合　　格	AA	100 点～90 点
	A	90 点未満～80 点
	B	80 点未満～70 点
	C	70 点未満～60 点
不 合 格	D	60 点未満

卒業・進級の認定基準
（概要） ・単位授与又は履修認定の厳格かつ適正な実施状況 (評価の方法) 1 授業科目の学修の評価は、原則としてその授業科目の終了時又は学年末に行う。但し、担当教員が必要と認めたときは、随時行うことが出来る。 2 試験形式は、筆記試験・口述試験・技術試験・レポート提出、その他教員が適切と認めた方法により行う。試験の評価は 60 点以上をもって合格とする。 3 成績評価・単位認定は、履修した授業科目の試験の成績、当該授業科目に対する出席状況及び日常の取組・成果を総合的に評価し、認定会議の議を経て単位認定する。 (卒業の認定に関する方針の具体的内容) 卒業の認定は、卒業に必要な単位の認定を受けて認定会議の議を経た者に、校長が卒業を認定する。但し、出席日数が出席すべき日数の 3 分の 2 に満たない者については、卒業することができない。 (卒業の認定に関する適切な実施状況) 認定会議は、学則「第 3 章 教育課程及び単位数」第 9 条に基づいて授業科目の評価及び単位修得の認定を行うとともに、学則「第 5 章 卒業の認定等」第 24 条に基づいて卒業の認定に関する審議を行っている。
学修支援等
（概要）神奈川県看護師等修学資金、日本学生支援機構奨学金、小田原医師会所属病院奨学金、実習病院奨学金、専門実践教育訓練給付制度等の学費支援のための制度を紹介するとともに、利用するための手続きを支援することにより、学生の授業料軽減や修学に伴う経済面の安定を図る制度の活用促進に努めている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
63 人 （100%）	2 人 （ 3.2%）	61 人 （ 96.8%）	人 （ %）
（主な就職、業界等） 病　院			
（就職指導内容） 就職担当教員との面談により、小田原医師会管内等の病院を紹介して就職の促進を図っている			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看 護 師			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
204　人	13 人	6.4%
（中途退学の主な理由） 進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） 面談による個別指導の徹底		

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	250,000 円	500,000 円	30,000 円	その他 2・3 年次 230,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://odawara-nursing.or.jp/examination/scholarship/support.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校関係者評価の実施については、本校の教育理念・目的との関連性において、学校運営・管理及び教育活動、研究活動を学校内の自己点検・自己評価委員会において点検評価し、自らの課題及び改善点を明らかにしたうえで、主として病院医療関係者(臨地実習施設も含む)で構成される学校関係者委員会に報告し、その意見を教育活動及び学校運営に活用するものである。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
実習病院 院長	2024.2.1～2026.3.31	臨地実習施設関係者
実習病院 看護部長	2024.2.1～2026.3.31	臨地実習施設関係者
元短期大学准教授	2024.2.1～2026.3.31	教育に知見を有する者 本校卒業生
社会福祉協議会 顧問	2024.2.1～2026.3.31	校長が必要と認める者 地域の代表者
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://odawara-nursing.or.jp/examination/scholarship/support.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://odawara-nursing.or.jp

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H114320600048
学校名（○○大学 等）	おだわら看護専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	一般社団法人 小田原医師会

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		26 人（ 0 ）人	25 人（ 0 ）人	26 人（ 0 ）人
内訳	第Ⅰ区分	15 人	14 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅱ区分	― 人	― 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	― 人	― 人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0 人	0 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0 人	― 人	
	区分外（多子世帯）	0 人	0 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（ 0 ）人
合計（年間）				26 人（ 0 ）人

（備考）
後半期1名支給停止

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0 人	0 人	0 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0 人	0 人	0 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0 人	0 人	0 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0 人	前半期	0 人	後半期	0 人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
３月以上の停学	0 人
年間計	0 人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0 人
訓告	0 人
年間計	0 人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	0 人	0 人	0 人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	0 人	0 人	0 人
ＧＰＡ等が下位４分の１	0 人	0 人	0 人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。